

一般社団法人粉体粉末冶金協会
情 報 セ キ ュ リ テ ィ ポ リ シ ー

1. 情報セキュリティの基本方針

情報資産は、一般社団法人粉体粉末冶金協会（以下、「当会」という。）にとって重要な資産であり、正しく利用し保全しなければならない。当会の情報資産を利用する者は、情報セキュリティポリシー（以下、「ポリシー」という。）を遵守する責任があり、意図の有無を問わず、当会内外の情報資産に対する権限のないアクセスや改竄、複写、破壊、漏洩等をしてはならない。当会の情報資産を保護する指針として、「情報セキュリティポリシー」を策定し、これを以下のとおり実施し、推進します。

2. 趣旨ならびに位置付け

ポリシーは、下記のと通りの設置目的をもって、当会の管理するコンピュータ、ネットワーク等を利用し情報資産を扱うにあたって、遵守しなければならない最低限の事項をまとめたものである。詳細は、関連法規、条約、当会の各種規程、ならびに内規等に従うものとする。

当会の情報セキュリティに対する侵害の阻止

当会内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止

情報資産の分類と管理

情報セキュリティの評価と更新

3. 定義

この基本方針において用語の定義は次に定めるところによる。

（１）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性および可用性を維持すること

（２）情報資産

情報及び情報を管理する仕組み

（３）情報システム

当会において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、こら全体で業務処理を行うもの

（４）情報セキュリティポリシー

当会の保有する情報資産の情報セキュリティを確実なものにするために取りまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかについての基本的な考え方（情報セキュリティ基本方針）ならびに情報セキュリティを確保するための組織・体制および運用を含めた規定（情報セキュリティ対策）および対策基準を具体的に実施するための手順（情報セキュリティ実施手順）からなる。

4. 対象範囲ならびに対象者

当会におけるポリシーの対象範囲は、当会の管理する情報資産、および、機器、ネットワーク、一時的にネットワークに接続された機器である。ポリシーの対象者は、当会のシステムおよび情報資産を利用する者すべてとする。

5. 対策基準ならびに実施手順

ポリシーの対策基準ならびに実施手順は、別途定めるものとする。

一般社団法人粉体粉末冶金協会
(2022 年 12 月 22 日理事会承認)